

〈書評〉

内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子 『戦後責任——アジアのまなざしに込めて』

(岩波書店 2014 年 272 頁 ISBN 978-4-00-025854-8 2,600 円 + 税)

土野 瑞穂

(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科リサーチフェロー)

「靖国」問題、「南京事件」、「慰安婦」問題、強制連行労働者といった問題がメディアで報じられるたびに、韓国・中国では「反日」感情が、そして日本国内ではそれへの反発として「反中」「反韓」感情が高まっていくという「負のスパイラル」の状況が今日続いている。一体なぜこれらの問題は、日中韓三か国の間で常に対立の「火種」として存在し続けているのか。その源泉はどこにあるのか。そして、日本がアジアの人々とともに生きていくための方途とはいかなるものか。これらの問いを考える際の重要な論点を、戦後補償運動に長く関わってきた三者による本書での同時代史的な語り明らかにしている。

本書は、日本近現代史を専門とし、小林秀雄賞を受賞した『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』（朝日新聞社、2009年）の著者である加藤陽子の司会による、内海愛子、大沼保昭、田中宏の三者の鼎談をまとめたものである。国際法学者の大沼は、ニュルンベルク裁判および東京裁判で連合国がなぜ戦争違法観と指導者責任観を打ち出さねばならなかったかという点に着目して「平和に対する罪」の形成過程を明らかにした『戦争責任論序説』（東京大学出版会、1975年）の刊行後、サハリン残留朝鮮人の帰還運動や日本軍「慰安婦」問題に取り組んできた。内海は歴史社会学の立場から、在日朝鮮人差別の問題、とりわけ第二次世界大戦中に日本軍軍属として捕虜収容所の監視員とされた朝鮮人のなかで捕虜虐待を理由にBC級戦犯として裁かれた人々の運動・研究に関わってきた。その軌跡として、当事者への聞き取りからBC級戦犯の問題を歴史的に解明した『朝鮮人BC級戦犯の記録』（勁草書房、1982年）や『キムはなぜ裁かれたのか—朝鮮人BC級戦犯の軌跡』（朝日新聞出版、2008年）を発表してきた。田中は、アジア関係史の視点から運動・研究の両面において、中国人強制連行問題や、援護法（「戦争病者戦没者遺族等援護法」）からの除外から無年金問題という今日に至る在日韓国・朝鮮人に関する差別問題に取り組んできた。「国籍差別」を軸として見え

てくる日本社会の問題点について田中は、『グローバル時代の日本社会と国籍』（明石書店、2007年）、『在日外国人—法の壁、心の溝第三版』（岩波書店、2013年）等を通じて問題提起してきた。被害者たちと顔が見える関係でそれぞれの立場から長年にわたり運動に関わってきた三者の語りは、戦後責任、戦後補償の核心に圧倒的なリアリティをもって迫る。以下、本書の内容を具体的にみていこう。

序章「なぜ、いま、戦後責任を語るのか」は、「戦後責任」という思想に結実していくきっかけとしての、日本に対するアジアの人々の視線との出会い、そこから生まれた研究・運動の過程についての三人の個人史である。田中が東京外国語大学の中国科を卒業した1960年に内海が早稲田大学に入学し、内海が学部を卒業した1965年に大沼が東京大学に入学するという時間軸でそれぞれの話は進んでいく。60年代の終わりごろから戦争責任と東京裁判についての問題意識を一貫して持っていたという大沼は、「戦後責任」はアジアの中で日本が生きていくための「日本のアイデンティティの再構築」（p.5）という観点から重大な意味を持つという立場に立つ。そしてベトナム反戦運動、入国管理令「改正」闘争、全共闘運動、ソ連体制がもつ抑圧性、教科書検定問題や朴正熙政権時代における韓国人政治犯の助命運動についての60年代末の自身の主張と体験を語る。

内海の運動は入国管理令「改正」闘争から始まり、「改正」の意図が日本企業の海外進出に伴う国内法の整備にあるとした論文を1970年に執筆している。そして『ドキュメント朝鮮人』（日本読売新聞出版部、1965年）に衝撃を受けたことで在日朝鮮人問題に取り組むようになり、在日朝鮮人の聞き取りを開始した。内海がその後植民地支配とアジアの占領の問題に関わるようになったのは、敗戦後の東京で育ち、「占領された側の感覚がどこかにある」（p.20）こととつながっているのかもしれないと語る。それは「被害を受ける側から問題を考える」（p.20）という内海のスタン

スとなっている。そうしたスタンスから朝鮮人BC級戦犯の人たちの運動を捉えたとき、当事者にとっては過去の出来事は過去のものでなく現在に続くものであり、納得のいくかたちで決着させたいと運動を続けてきたゆえに、「なぜいま戦後補償か、戦後責任かではなく、なぜいまお戦後責任か、戦後補償か、そういう問いになるはず」(p.20)だと述べる。

三者の中では最年長になる田中の大学時代に、1958年に強制連行された中国人が北海道の山中で発見された。田中はこの事件に大きなショックを受けたものの、中国人強制連行の問題に本格的に取り組むようになったのは1970年代末であった。大学院修了当時、日本の中国研究に対するアジア・フォード財団による資金提供への反対運動が起こっていた中で、アジア文化会館の仕事に就くことになった田中は、そこでの留学生との交流を通じて、日本に対するアジアからの視線に直面させられることになる。その一つの出来事として、伊藤博文を千円札の表紙に用いることに何も感じない日本人の無神経さを留学生から指摘されたエピソードを紹介している。

第1章「戦争裁判と戦争責任」は、戦後責任を考える上での原点としての戦争裁判の問題を取り上げている。「戦後責任」の観点から見た場合、アジアにおける一般市民に対する戦争犯罪が十分に裁かれないうまま終わっていること、その恨みがアジアの人々の中に残っているという認識が日本の中で今なお十分に共有できていないことを大沼は指摘する。内海はその点を深く掘り下げ、東京裁判がアジアを軽視していたというより、東京裁判において連合国が裁判全体の中で何を重視し裁いたか、あるいは裁かなかったかを明らかにすることが重要であり、それによって戦争責任・戦後責任の問題を考える際の課題が見えてくると述べる。

さらに戦争裁判に対する認識の問題について、田中は、アメリカは大規模な中国人強制連行の存在を把握しており裁判で追及するつもりでいたが、極東戦略の変更から日本の戦争犯罪の追及よりも日本の指導者を育成する方向にシフトしたことを指摘する。こうして連合国および対日賠償請求を放棄した中国からの戦争責任に対する追及を免れた日本は、それに甘える結果となり、「傍観者の姿勢」(p.54)で日本人は戦争裁判を受け止めていたと大沼は述べる。

第2章「1952年体制—閉ざされた日本」は、冷戦構造の中で調印されたサンフランシスコ平和条約と戦後責任の関係をテーマとしている。三者の語りは、在日および在外の朝鮮・台湾人から日本国籍を剥奪してい

った1950年の国籍法、1951年の出入国管理令、1952年の外国人登録法という一連の入国管理法とサンフランシスコ平和条約が密接に関係していることを浮き彫りにさせる。

1970年から援護法の適用を求める在日朝鮮人男性の日本国籍確認訴訟に関わるようになった過程で大沼は、在日朝鮮人からの国籍剥奪の背景として、吉田茂をはじめとする当時の日本のエリートたちが在日朝鮮人を「邪魔者」扱いし、差別と治安の対象と捉えていたことがわかり、「戦前の差別意識が構造化されていた」(p.66)ことを目の当たりにして「目からうろこが落ちる思いを味わいました」(p.66)と回想する。そして、戦後の平和条約締結時には国籍選択権を付与するのが通例であることを承知しつつも、「治安問題」を理由に、いったん国籍を剥奪し、その上で帰化申請を促し、「良い／悪い在日朝鮮人」を選別する方針だったと語る外務省の当時の条約局長の話に「啞然とした」(p.65)と大沼は話す。内海は、在日朝鮮人の国籍選択権を日本政府が認めなかった背景には戦後の彼らの共産党と結びついた運動への危機感があったと指摘する。そして、吉田が同じ論理、すなわち韓国が「連合国の国民」となることで生じる治安上・財産上の問題への懸念から、サンフランシスコ平和条約の調印国に韓国が参加することを強行に反対したことに言及する。こうした調印国の参加をめぐる各国の動きや対日賠償をめぐる連合国間の対立などを、サンフランシスコ平和条約に焦点を当てて考えていくと、戦後の諸問題が浮かび上がり、それらが今日につながるものということがわかると内海は指摘する。

冷戦構造の中で調印されたサンフランシスコ平和条約に対し、大沼は日本政府や政党、メディア、学者、国民も問題を捉える枠組みが「東西対立」「米ソ対立」であり、「この条約は、日本の侵略戦争の後始末の平和条約なんだという基本的な認識が、当時はまったく欠落していた」(p.72)とする。ゆえに植民地や占領に対して、どのような賠償・補償をするかという認識もほとんどなかったし、また賠償とその支払いに日本人は痛みを感じることもなかったと内海は述べる。

ここで田中は、今まで議論されてきた占領期を前半後半に分ける必要があると指摘する。そこで浮かび上がるのは、GHQが去ったことで国籍条項に対する日本政府の態度が変化していく過程とその問題性である。1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効時、それ以前に制定された外国人登録令や出入国管理令によって日本国民でなくなった朝鮮人・台湾人の戦

犯は当然釈放されるはずだったが、釈放されなかった。内海の運動・研究はこの点についての疑問から出発している。田中は、日本政府は処遇に困った在日朝鮮人・台湾人の戦犯たちについて、「裁判当時」に日本人であった者には刑を執行する方針を打ち出す一方で、補償においては戦争時に日本国籍であった朝鮮人・台湾人は援護法の対象外とした日本政府のダブルスタンダードを鋭く突く。「リアリスティックな目」(p.11)を持つと自認する大沼は、法の論理からすると戦争犯罪を行った時点で連合国との交戦国だった日本の国民であった場合、国籍変更後も刑を免れ得ないとする。しかし在日朝鮮人・台湾人から日本国籍を奪ったのは日本政府が剥奪したからであり、勝手に剥奪しておきながら補償や年金については「国籍がない」として排除する日本政府のやり方は公正の理念に反すると強く批判している。さらにこのことについて1961年に日本の最高裁は合憲とし、今もその判例が覆されない問題性を大沼は本書で繰り返し指摘している。田中もまた、国籍問題の原点たるサンフランシスコ平和条約の問題性をいまだ克服できていないことを強く問題視する。

第3章のテーマ「人権の内実化とアジアからのまなざし」は、1970年代から1990年代までの日本社会において人権が徐々に内実化していく過程を、アジアからの視点で追うというものである。田中が、外国人の人権、「外国人管理」の問題が出てきた契機として位置づける、1969年から始まる入管闘争以降、日本の中で新たな動きが生じてきたと三者は指摘する。大沼は、この頃から政党・労組型ではない市民運動が一般化したこと、そして在日二世・三世の人口が増える中で起きた日立就職差別裁判に言及する。田中もまた、日本の市民運動の新たな文化形成として、在日韓国・朝鮮人差別の問題も射程に入れる運動が出てきたことを指摘する。こうした動きに大きく影響を与えたのは、歴史認識について日本が国際文書で初めて言及した1972年の日中国交回復である。大沼は、そこから、後に「戦後責任」として思想化されていくものが浮かび上がってきたとする。内海は日中国交回復に加えて、1970年代における大きな出来事として日本の企業進出を指摘する。日本企業は1960年代から賠償をテコとしてアジアに本格的な進出を図るが、そこで生じている摩擦を通じてアジアが見えてきたとし、内海が関わってきた、日本のサラリーマンによる買春観光への反対運動もこの流れにあると述べる。内海は、かつての「大東亜共栄圏」の中で日本の戦争犯罪・戦争責任を問題化し、アジアの人たちとの連帯が始まったのが1970年代後半

だったと振り返る。こうした流れの背後には、ベトナム反戦運動があったと田中と大沼は回想する。全共闘、入管闘争、ベトナム反戦運動、そして日本企業によるアジア侵略への反対運動の動きが混ざり合っていく中で、アジアへの加害責任という言葉が研究および運動の中で定着してきたと内海は述べている。続いて、田中が、これらの動きが「戦後補償問題」というかたちで具体的に展開していく出発点となったのは、インドネシアの密林で台湾人元日本兵が発見されたことだったと述べる。

第4章のテーマである「サハリン残留朝鮮人の帰還」は、大沼が長年取り組んできた問題である。1983年、大沼、田中、内海らが中心となって「アジアに対する戦後責任を考える会」が結成された。大沼は、会の発足が、「戦後責任」という言葉と思想が定着していく発端になったと語る。そして実践的な活動としては、当時取り組みが遅れていたサハリン残留朝鮮人問題を担うことになった。サハリン問題の取り組みが困難であった要因は、「反共運動」と見間違われていたためであり、イデオロギーから問題に接近していた当時の運動の問題を内海は指摘する。そうした運動のあり方が1970年代以降、当事者の顔が見える関係の中で変化していった。当事者たちは早くから運動を始めていたが、その訴えを当時の市民運動は受け止めていなかったと内海は自省的に語る。それゆえに、田中は「戦後責任はなによりも当事者との関係においてある、ということに自覚的であったこと」(p.153)が今までの左翼運動と違う点だと述べる。

1980年代の教科書問題の浮上で、田中はそれまで日韓・日中が別々に運動を展開していたその根底に「日本の侵略」という共通項があることに気づかされたと話す。大沼もまた、自身が関わってきた問題群がどうつながっているか、当初はわからなかったという。「大東亜共栄圏」の南における問題に活動の重点を置き、「アジアと女性解放」を掲げる「アジアの女たちの会」での活動や韓国でのキーセン観光反対運動、国籍法改正、教科書問題に取り組んできた内海も、「何をやっても結節点はいつも…日本の戦争と植民地支配と、戦後のその処理の問題に結びついてくる」(p.168)と80年代の活動を振り返る。

70年代、80年代の活動を回想する中で大沼はサハリン残留朝鮮人問題への運動経験から、問題解決においては本気で取り組んでくれる政治家を見つけることが重要だと力説する。そして内海もまた、政治家の存在とともに、そうした政治家に問題提起する運動側の迫

力と説得力が求められると指摘する。この点は、本書の最後においても大沼が再度強調している。

最後となる第5章「責任主体としての市民の創造」のテーマは、今日に至るまでの戦後補償についての総括と、犯罪を構成する概念の変化を受けて戦後補償を再考察することである。国籍問題を長期的に考察してきた田中は、2010年に成立した「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（通称シベリア特措法）でも国籍条項が設けられたことに触れ、日本人とアジアの人々を徹底的に区別する日本の戦後補償のあり様、そしてその出発点である援護法から始まっていく様々な社会保障制度と国籍との関係を研究していく必要性を提起する。

大沼はこれまでの戦後補償裁判を振り返り、すべて敗訴に終わったものの、裁判には問題の提示・世論の喚起といった利点があると述べ、田中も同意する。そして敗訴に終わっても付言がついて立法府が動く可能性もあり、それをまさに元BC級戦犯の運動でも実践していると内海は述べている。だが、田中は、最近の中国人強制連行問題に関する判決の付言で触れられている日本政府の努力を引き出すことがいかに難しいかに今改めて直面していると語り、その一つの事例として「慰安婦」問題に言及している。

「慰安婦」問題は、1990年代のボスニアでの民族浄化、元「慰安婦」の名乗り出を経て、新たな展開を迎えたと内海は指摘する。すなわち、「慰安婦」が性暴力であり戦争犯罪であるという認識がフェミニズムの視点から提起され、その結果国際刑事裁判所ローマ規定(1998年)において戦時下の性暴力が「人道に対する罪」と規定されるに至ったのである。そして韓国側から責任者処罰要求が上がり、それが2000年の「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」に結実していく過程で、戦争裁判で性暴力がどう裁かれたのかを調査することを自らの役目と内海は位置付けた。それゆえに、日本政府が国家補償に代わる措置として発足させた「女性のためのアジア平和国民基金」（略称アジア女性基金）への協力を断ったという。内海は、謝罪などそもそも不可能であり、国家補償を強く求めざるを得ないほど被害者は絶望と心の傷を抱えており、そこに向き合って対話していくほかないとする。それに対して、アジア女性基金理事を務めた大沼は、基金は村山内閣が政治的に実現可能な案として提示したものであり、目の前の被害者に多少なりとも結果を残すことが運動には必要だと語る。戦後責任、戦後補償に対する三者の立場はそれぞれ異なるが、最後に今後の課題として三者

が言及するのは、運動と政治についてである。田中は運動の過程で、批判するだけでなく政策のグランド・プランを持つことの必要性を考えるようになったと述べる。内海は、日本の戦後補償運動は当事者と顔が見える関わりの中で憲法9条の内実を作ってきた運動であると評価する一方で、個別の取り組みが運動を狭めてしまい、広がりを持てないできたと語る。終結した裁判闘争の結果を議会に反映させるにはどう皆が協力すべきか、その目配りが弱かったと述べる内海は、今日では「捕虜虐待」を共通問題として世界とつながる運動を展開している。加えて、2010年のダーバン会議にみるように植民地責任の問題が国際社会での新たなテーマとなっていることを受け、日本がこれまでの市民運動の蓄積の中で植民地支配の問題をどう清算していくのが重要な課題であると話を締め括る。大沼は、第4章でも言及している、政治家への働きかけ、異なる利害・意見をまとめて政府の政策を変えさせていく力を作り出していくことの必要性を再び提起する。政府批判だけでなく、政治家やメディアへの働きかけ、それらを通じて結果を少しずつ出していくことが、市民運動の可能性や有効性を広げることになると述べている。

本書における各章のテーマは、加藤の指摘するように、東京裁判から「慰安婦」問題等の一連の戦後責任、戦後補償問題に長年にわたって取り組んできた三者のみが総括しうるものであり、具体的な体験談が説得力をもって語られている。今日の日中・日韓関係に鑑みると、本書はいまこそ読まれるべきタイムリーな本といえる。しかし本書を読み終えると、内海の表現を借りれば「いまこそ」ではなく「いまなお」戦後補償を議論しなければならない日本社会の構造的な問題と、その中で放置されてきたアジアの被害者たちの悲痛な訴えに言葉を失う。同時にその歴史の重みを前に、生存する被害者たちが少なくなる中、いよいよ日本人として彼・彼女らの訴えにどう応答するのかという問いに直面させられる。その応答があまりに遅すぎることには気づかされつつも、本書は、戦後責任に向き合うための具体的ヒントを与えてくれるきわめて貴重な記録である。